

アレルギー疾患医療の在り方に関する班会議

研究分担者 海老澤 元宏 国立病院機構 相模原病院 臨床研究センター アレルギー性疾患研究部
 研究協力者 (表 1 参照)

研究要旨

アレルギー疾患医療提供体制における地域の拠点となる医療機関の機能、具体的要件、適切な配置に関して平成 29 年 1 月～3 月に計 4 回会議を開催し検討を行った。アレルギー疾患の診療に関わる様々な立場の委員 18 名に検討に加わって頂き検討を加えた。地域拠点病院に求められている臨床的な機能に関してはアレルギー疾患に共通する機能、各科別、小児/成人別の機能としてまとめることができた。アレルギー疾患の診療においては一般診療所、一般病院との診療連携も重要である事が指摘された。さらに臨床機能以外の情報提供、研修、研究を担うことも地域拠点病院の重要な任務であるという点においても合意が得られた。現状では臨床の機能等が将来の整備目標とせざるを得ない地域も存在することも明らかになった。厚生労働省から各都道府県に向けて地域拠点病院の整備を依頼する通達を出すときに、各都道府県において整備を進めていく具体的な方策の明示が必要不可欠である。

A. 研究目的

本研究班において食物アレルギー患者の食事・生活指導等のセルフマネジメントを推進するには、食物経口負荷試験に基づいた診断・管理が基礎となる。アレルギー疾患医療提供体制における拠点となる医療機関の重要な機能の一つとして食物経口負荷試験を実施している施設である事が求められる。さらに食物アレルギーでは気管支喘息、アトピー性皮膚炎、花粉症などの合併症例も多く、それらに関しても専門的な立場で相談できる体制が必須である。

本研究班において医療提供体制を議論するこ

とは患者のセルフマネジメントに直結する課題であると言える。アレルギー疾患医療提供体制における拠点となる医療機関の機能、具体的要件、適切な配置、これらを定めるために必要なデータ収集・解析等を行った。

B. 研究方法

アレルギー疾患医療提供体制における拠点となる医療機関の機能、具体的要件、適切な配置に関して平成 29 年 1 月～3 月に計 4 回会議を開催し検討を行った。

会議に参画した委員 18 名を表 1 に示す。

表1 検討委員

氏名	関連団体	所属施設・役職
荒木田 美香子	公益社団法人 日本看護協会	国際医療福祉大学小田原保健医療学部 看護学科長
海老澤 元宏	アレルギー学会教育研修施設	国立病院機構相模原病院 臨床研究センター アレルギー性疾患研究部長
大塚 宜一	公益社団法人 日本小児科医会	順天堂大学医学部小児科 客員准教授
岡本 美孝	日本耳鼻咽喉科免疫アレルギー学会	千葉大学大学院医学研究院耳鼻咽喉科・頭頸部腫瘍学 教授
織田 正道	公益社団法人 全日本病院協会	社会医療法人祐愛会 織田病院 理事長
加藤 則人	日本臨床皮膚科医会	京都府立医科大学 皮膚科 教授
黒川 博一	一般社団法人日本病院会	秋田赤十字病院 副院長
斎藤 博久	国立高度専門医療センター (ナショナルセンター)	国立成育医療研究センター副研究所長
田野 成美	患者会	大阪狭山食物アレルギーアトピーサークルSmile・Smile 代表
永井 仁美	保健所長会	枚方市保健所 所長
中澤 よう子	衛生部長会	神奈川県保健福祉局保健医療部 部長
西間 三馨	日本アレルギー学会	国立病院機構福岡病院 名誉院長
馬場 武彦	一般社団法人 日本医療法人協会	社会医療法人ベガサス 馬場記念病院 理事長
早川 宏一	公益社団法人 日本眼科医会	秋田厚生医療センター眼科 科長
藤澤 隆夫	国立病院機構	国立病院機構三重病院 院長
松本 吉郎	公益社団法人 日本医師会	公益社団法人日本医師会 常任理事
村松 章伊	公益社団法人 日本薬剤師会	公益社団法人日本薬剤師会 常務理事
山口 正雄	日本臨床内科医会	帝京大学医学部 呼吸器・アレルギー内科 教授

(50音順)

C. 研究結果

〈第1回会議 平成29年1月12日開催〉

アレルギー疾患対策基本指針において中心拠点として指定された国立成育医療研究センターおよび国立病院機構相模原病院の活動状況、既存のモデルケースの現状と拠点病院に求められる機能について、国立病院機構の免疫異常ネットワーク、千葉県・九州地方・東北地方の現状と眼科・耳鼻咽喉科・小児科の科毎の違いを委員から報告された。

報告および討論により都市部と地方とのアレルギー診療の格差が明らかになり、皮膚科・眼科・耳鼻咽喉科領域ではアレルギー診療を行っていても、アレルギー専門医資格が普及していない状況が判明した。皮膚科・眼科・耳鼻咽喉科のアレルギー領域の専門的な診療を、どのように評価して取り込んでいくのか、今後検討の必要があると考えられた。

〈第2回会議 平成29年2月10日開催〉

患者が医療提供体制に求めるものと各診療科から見た拠点医療機関の役割と機能について各科の委員から説明を行った。

中心拠点・地域拠点・一般診療所にそれぞれ求められる臨床・情報提供・研修・研究機能に関する

配布資料を素案に議論した。

日本アレルギー学会 指導医・専門医数と専門医教育研修施設数から、アレルギー専門医が少ない地域があることが明示され、地域拠点病院の要件や設置単位について議論が行われた。成人のアレルギー診療の問題点として気管支喘息以外のアレルギー疾患の専門的な診療を行う科が明確ではないという課題が明らかになった。

〈第3回会議 平成29年2月27日開催〉

厚生労働省から拠点病院の整備のスケジュールや、先行する疾患対策における拠点病院の整備の進め方について説明があった。それらを参考に、地域拠点病院に求められる臨床・情報提供・研修・研究機能について配付資料を素案に議論を行った。地域拠点に求められる機能は臨床の各機能に加えて情報提供・研修・中心拠点と連携した研究の機能が重要であることで合意を得た。また地域拠点に求める機能は、指定等がなされた時点で必ずしも全ての拠点病院が満たしうるものではないが、将来的に満たすことが望まれる、ということと一致した。

各委員の専門的立場から意見が交わされ、求められる機能がほぼ確定した。

〈第4回会議 平成29年3月13日開催〉

表2 地域拠点病院に求められる機能

臨床		情報提供		
共通	アレルギー原因同定(環境・食物・薬物等)・検査・管理	診療所・一般病院との病診・病連携(診療情報提供資料の共通化)	研修 初期臨床研修医に対する指導教育 専門医の育成 アレルギー診療連携登録医(仮称)の研修会 二次救急病院との合同研修会 専門的なコメディカルの育成 コメディカルとの研修会 行政・教育機関との連携・助言	
	アレルギー免疫療法実施(舌下・皮下)	地域拠点病院間での連携		
	アナフィラキシーの包括的な専門診療	一般患者への情報提供および講演会の開催		
	アレルギーを診察する他科との連携(周辺疾患の鑑別、症例検討を含む)	患者の医療相談への対応・セカンドオピニオン		
	二次救急病院とのアレルギー疾患に関する連携	薬物アレルギー診療可能施設の提供		
	気管支喘息関連	成人食物アレルギー診療可能施設の提供		
	急性発作管理	昆虫アナフィラキシー診療可能施設の提供		
	肺機能検査・気道過敏性試験・NO測定等	医師・コメディカル・行政への情報発信		
	皮膚領域	重症アトピー性皮膚炎の管理		研究 中心拠点との研究協力体制 大規模疫学研究の推進 臨床研究(多施設等)の推進 基礎研究との連携
		接触皮膚炎のアレルゲン同定		
刺激誘発性蕁麻疹の誘因の確定				
重症蕁麻疹の治療				
遺伝性血管性浮腫など、生命に関わる蕁麻疹の診断と治療				
耳鼻咽喉科領域	アレルギー性鼻炎の正確な診断			
眼科領域	下気道、眼、皮膚疾患に影響する鼻・副鼻腔疾患の診断、治療			
	重症および難治アレルギー性眼疾患の診断・治療			
	重症アレルギー性眼疾患に対して外科的な処置やステロイド注射が可能、または可能な施設と連携			
食物アレルギー関連	食物経口負荷試験(運動誘発を含む)			
小児	気管支喘息関連	重症例の長期管理		
	食物アレルギー関連	経口免疫療法		
成人	重症難治アレルギー性呼吸器疾患	中等症から重症の気管支喘息長期管理		
		気管支鏡検査実施可能(検査医師在籍)		

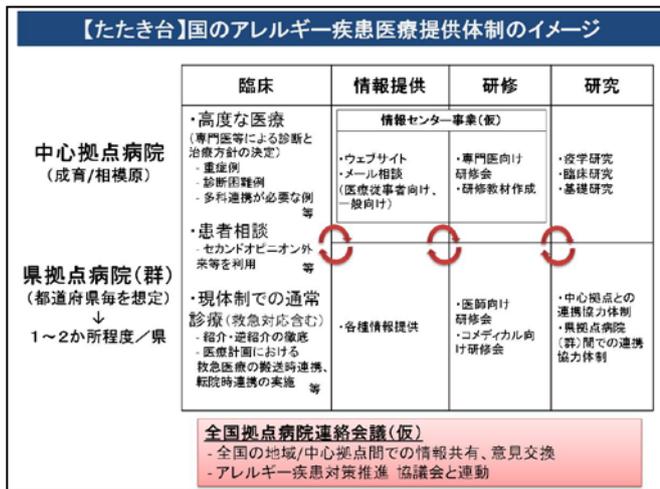


図 1

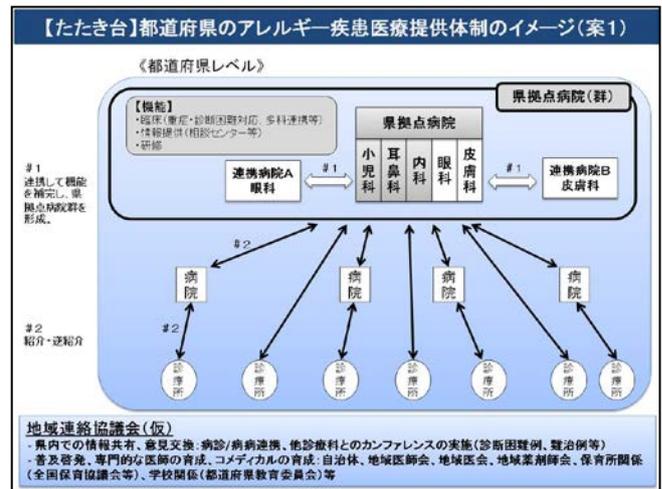


図 2

地域拠点病院に求められる機能について、前回の議論を踏まえて修正された一覧表が提示され合意を得た(表 2)。臨床の機能として求められる数値目標、例えば、食物経口負荷試験の年間実施数などは今後の議論の課題とした。

アレルギー疾患医療提供体制について、厚生労働省から国と都道府県単位のイメージ図として説明があった。都道府県単位の体制図では、地域拠点病院が1箇所ですべて完結する地域もあれば、不足している診療科を連携病院が補って拠点病院群していく必要性のある地域も想定される。図1・2を基本として拠点病院の設置数としては都道府県あたり「1~2カ所程度」で委員の合意を得た。

D. 考察, E. 結論

わが国におけるアレルギー疾患医療提供体制を日本アレルギー学会の専門医数、教育研修施設数を例にとって調査してみたところ、都市と地方とで大きな解離が見られることが判明した。地域拠点病院に求められる機能を総合的に明示することができたが、現状では地域によっては臨床の機能等が将来の整備目標となっている。臨床機能以外の情報提供、研修、研究を担うことも地域拠点病院の重要な任務である。

厚生労働省から各都道府県に向けて地域拠点病院の整備を依頼する通達を出したときに、各都道府県において整備を進めるためのガイドラインの明示が必要不可欠である。

F. 健康危険情報

特になし

G. 研究発表

特になし

H. 知的財産権の出願・登録状況

特になし